

(制度名 建築物環境衛生管理技術者講習)

(健康局生活衛生課)

1. 制度の概要

建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けようとする者に対する講習会を実施するもの。当該講習会の募集及び実施、講師の選任及び解任、教務委員会等の開催、講習会場の選定、講習会試験問題の作成・実施、修了証書の交付等の事務を行っている。

2. 指定、登録等の基準

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）

（登録基準）

第七条の四 厚生労働大臣は、第七条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表の上欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であること。

二 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が前号の科目を教授するものであること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

ロ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

別表（第七条の四関係）

建築物衛生行政概論	十時間
建築物の構造概論	八時間
建築物の環境衛生	十二時間
空気環境の調整	二十六時間
給水及び排水の管理	二十時間
清掃	十六時間

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人ビル管理教育センター	平成16年10月1日	東京都千代田区大手町1丁目6番1号	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行第7条の4に規定する登録基準要件に合致しているため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
129,000 円	法令等により、料金の設定に当たって国が関与することとはされていない

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成 23 年 2 月 1 日現在）
「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）に基づき、平成 16 年 3 月 31 日より指定制度から登録制度に移行した。

7. 政策評価

○公益法人関連事業評価書（平成 18 年 3 月）

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/houjin/dl/1-32.pdf>